

公益財団法人岩手県文化振興事業団第71回理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月21日(木) 午後2時～
- 2 開催場所 岩手県立美術館 会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 9名
理事長 石田 知子 理事 安藤 知行
理事 泉 裕之 理事 岩渕 計
理事 熊谷 常正 理事 柴田 和子
理事 菅原 義子 理事 高橋 廣至
理事 藁谷 収
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項
議案第1号 令和6年度事業計画の変更について
- 6 報告事項
報告事項1 職務執行状況の報告について(令和6年度事業の執行状況)
報告事項2 令和7年度事業計画(素案)の概要について
報告事項3 県立施設の指定管理者指定申請の状況について
- 7 議事の経過の要領及びその結果
定刻、総務部職員が、理事総数9名のうち9名出席により、本理事会が定款第35条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。
次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した

後、開会を宣し、定款第 34 条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議に入った。

[決議事項]

議案第 1 号 令和 6 年度事業計画の変更について

議長は議案第 1 号を上程し、埋蔵文化財センター総務課長、総務部総務課長及び事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

[報告事項]

(1) 報告事項 1 職務執行状況の報告について（令和 6 年度事業の執行状況）

理事長から、業務執行に際し各種規程に基づき必要な契約手続きや会計処理、財産管理、人事・組織管理等の業務を執行したこと、理事長権限とされる資金の借入れを行っていないこと、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて、指定管理者指定申請を見送ったこと等について報告がなされた。

また、別紙資料に基づき業務執行理事 5 名からそれぞれ令和 6 年度事業の執行状況について報告があり、いずれも了承した。

《質問・意見等》

【理事】

11 頁、博物館のDX関連事業について、これは県立博物館を中核館としているようだが、そのほかに県内の博物館はどこが関わっているか。

【博物館総務課長】

久慈琥珀博物館、大船渡市立博物館及び陸前高田市立博物館である。このほかに早稲田大学と日本博物館協会が実行委員会に参画している。

【理事】

これは単年度の補助事業であり、3Dでのレプリカ作成は非常に面白いと思っ

ているが、それ以外のデジタル対応の活動も補助メニューに入っていたと思う。そちらはどうなっているのか。

【博物館副館長】

この事業の活動としては、まずデータの作成とレプリカの作成に止まっているところである。

【理事】

この事業の採択にあたっては二つの柱があった。一つはデジタルを活用した資料の革新、もう一つはデジタル技術・活用の人材育成で、これは博物館法の改正に伴って措置された事業である。

アーカイブの構築とともに、人材育成も柱に入っていたと思うが、こちらはこれからということか。

【博物館総務課長】

学芸員向けの研修会や、高校生向けの出前授業ということで、3Dプリンターについての基本的な操作法等のノウハウを教える取組を予定している。

【理事】

県立博物館が中心となって、県内にDXを定着させるという大きな目的があると思うので、ぜひその辺もお願いしたい。

【博物館館長】

改正博物館法が施行され、様々なことをやるような方向性が示されているが、すべて網羅して取り組むということではなく、DXも含め何かに特化してやれるということのようだ。

ノウハウについては県立博物館に得意な職員がいるので、いろいろ協議しながらどういう方向にもっていくか検討していこうということである。

【理事】

単年度事業ではあるが、県内にDXを根付かせるという意味で、県立博物館がイニシアティブをとって継続的に実施してもらいたい。

【博物館館長】

この事業の前は、大津波プロジェクトとして、修復した被災文化財を全国で紹介するという取組を10数年行っていた。今後は、改正法に伴い文化庁の予算を獲得し、皆さんに役立てられるような事業を行おうと考えているが、まだ始めたばかりなので長い目で見ていただきたい。

【理事】

先日、花巻城の発掘で江戸時代の動物の骨が出て調べていたが、全然わからない骨があった。縄文の遺跡からは出てこないようなもので、結局は猫の骨だったが、猫の標本は唯一県立博物館にあったことから大変助かった。

そういう標本データの共有化等も含め、ぜひ進めていただきたい。

【理事】

美術館でアウトリーチ事業を行っているということだが、相手をどのように決めているのかをお聞きしたい。

というのは、奥州市文化振興財団の前沢ふれあいセンターでは、ホールが小さいこともありアウトリーチを一生懸命に行っている。去年までは学校に行っていたが、今年は新聞でも取り上げられたように議場にも行って問題になってしまった。市民から異論が出たようなことはないか。

【美術館副館長】

アウトリーチ事業は、県立美術館で所蔵している美術品を活用し、学校に出向いて、あるいは、デジタルアートカードを用いてオンラインで、各学校での美術の授業を支援するものである。

小中学校では美術専門の先生がいない場合も多いが、美術館には中高の美術の先生もいるので、例えば絵画や彫刻の見方について、学校の先生に代わり美術館の先生が教えることができる。また、美術品をデジタル化することにより、美術館から出向いていなくても、生徒がそれぞれのタブレットを使って見るようになるようになった。

このように、アウトリーチといっても手を上げた学校に派遣するものなので、今のところ問題は生じていない。むしろ、美術の教え方がわからないとか、遠方

で美術館に来たことがない児童にとって、「今度行ってみたい」というアンケート結果も寄せられているので、今後も学校と美術館をつなげるような取組を行っていききたい。

【理事】

13 頁の博物館に親しむ事業のうち、ミュージアムコンサートで初のお芝居を企画しているようだが、これはどのような内容のものか。博物館の広報に即したお芝居なのか、それとは関係なく、足を運んでもらいたい、楽しんでもらおうという企画なのか。

【博物館総務課長】

内容は、クリスマスに合わせてサンタクロースが出るような内容になっており、子どもたちに喜んでいただけるものと思っている。

【博物館学芸第一課長】

宣伝は既に行っており、事前予約を受け付けたところほぼ満席になり、予約を締め切ったところである。この劇団は、各地の小学校や児童施設に出向いて公演する機会が多く、子ども向けのメニューをお願いしている。

(2) 報告事項 2 令和 7 年度事業計画（素案）の概要について

別紙資料に基づき、県民会館業務管理課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長、美術館副館長及び総務部総務課長から報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

33 頁、博物館の地質部門のハナイズミモリウシ頭蓋骨のレプリカ作成についてであるが、この標本は大変貴重なもので、将来的には県の文化財にもなろうかというような資料である。

古い時代に出土したもので、ほとんど研究が行われていない個体でもあるので、博物館でのしっかりした研究と合わせ、レプリカの活用をお願いしたい。

【理事】

31 頁の博物館の企画展、「星にねがいを～宇宙といわたの千年史」について、改めて説明願いたい。

【博物館副館長】

星や宇宙といった幅広い世代に関心を持っていただけるテーマを設定し、これに基づいて本県の歴史を通覧する内容であり、妙見信仰や宮沢賢治、木村栄2項論文など幅広い世代が楽しめる展示により、ILC誘致実現に向けた機運を地元から醸成することを後押ししたいという意味で企画したもの。幅広い世代に楽しんでいただけるような内容を企画している段階である。

【理事】

大変興味深い内容なので、ぜひたくさん宣伝していただきたい。

ILCの動きとしても大切な時期になってきているので、皆に知らしめてほしいし、バックアップしていただきたい。

【理事長】

テーマ展にある「(仮) いわたの酒造り」については、ユネスコの無形文化遺産に正式に認められると聞いているが、先日、県文化芸術振興審議会でも話題になったところ。

【理事】

その下の、「(仮) 自然豊かな岩手を本当に」というタイトルが面白いが、何か意味を込めているのか。

【博物館学芸第一課長】

タイトルについて現段階では仮称であり、これからもう少し練って、よりピーアールできるようにしていきたい

(3) 報告事項3 県立施設の指定管理者指定申請の状況について

別紙資料に基づき、総務部総務課長から報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

指定管理者に応募した団体はあるのか。

【総務部総務課長】

事前説明会には、当事業団を含め4社が参加し、県の公表資料によれば、そのうちの1社が指定管理者候補者として選定されたと承知している。今後、県の12月議会において承認されれば、正式に指定管理者として決定することとなる。

【理事長】

この施設は、ガイダンス施設ということで、必ずしも専門家を配置しなくてもよい取扱いになっており、人件費のところで差異があった。何万人もの入館者が訪れる施設ではないことから、収入との見合いは難しいと見込まれたもの。

【博物館館長】

指定管理者候補者として選定された会社は、公民館や活動センターの指定管理を多く受けているようだが、文化施設についてはどうなのかと思っている。学芸員とか、専門性を磨いた人を配置するような条件になっていないのか。

【理事長】

学芸員は居ればよいという仕様であり、その専門性や常駐の必要性までは要件となっていない。当事業団のように、専門性の高い学芸員を常駐させるようなことまで求める仕様にはなっていない。

【理事】

何と云っても、重要文化財の管理という面もある。

【理事長】

施設の位置づけが、単なるガイダンスの施設なのか、文化財の保存管理まで担うような施設なのかを最初の段階で整理しておく必要があったのではないか。

【博物館館長】

博物館で言えば、解説員がいて説明する。その上に専門的な学芸員がいて、何かあったら学芸員が詳しく説明する態勢が整っている。全国から入館者があり、詳しい説明を求められれば学芸員が説明することになる。このように専門的な人材を置いて対応するのが本当ではないかと思う。

【理事】

史跡公園のガイダンス施設は、博物館に相当する施設として位置付けられ、館長が述べたような対応が求められる。

企画展や常設展示を充実させたいが、それに伴う予算措置がないというのは大きなネックで、いろいろと検討、交渉を行ったということも踏まえると、今回の見送りはある意味仕方ないと考える。

ただ、当事業団は柳之御所遺跡の保存、国指定に大きく関わってきたので、将来的に無関係になるのではなく、常に関心を持って事業団としての責任を果たす姿勢も大事である。ガイダンスセンターの根本的な位置づけについて、県と意見を取り交わしていくような努力を行ってほしい。

【理事】

指定管理を見送るということは仕方ない。大事なのは人件費で、新たに指定管理者の候補者になった会社については承知していないが、民間では1日4時間勤務等として、人件費をうまく削る例がある。

そうすると、施設内の動きが本当に悪くなる場合があるので、そういうところをよくチェックしていかなければならないと感じている。

奥州市でも、指定申請を見送らざるを得ず、個人が指定管理を請け負った例がある。動きが悪い施設になっているが、5年間の指定管理期間は我慢ということになる。

【理事長】

この世界遺産ガイダンスセンターは、収入見合いの施設なのか疑問で、県にもそういうことは伝えている。それらも含め、これからも意思疎通を図るとともに、フォローアップしていく。

(4) その他

ア 博物館からの報告について

博物館副館長から、博物館周囲の立木について、岩手山を望む景観が遮られており、場所によっては倒木等の安全面の懸念もあることから、事業団 40 周年の環境整備の一環として、樹木の一部 84 本の伐採、剪定等を行う予定である旨報告があった。

イ 美術館からの報告について

美術館副館長から、東西玄関入り口の敷石に破損が生じていることから、段差解消に向け県教育委員会において修繕について検討すべく、必要書類等を収集している状況である旨報告があった。

ウ 県への提言・要望告について

事務局長兼総務部長から、県への「指定管理業務等に関する提言・要望」として、県教育長及び県文化スポーツ部長に対し、同じ課題を持つ岩手県スポーツ振興事業団と共同で提言・要望を行った旨報告があった。

内容としては、指定管理業務に係る協議・意見交換の場の設定等、学芸業務・研修業務等に係る適正な予算額の確保等及び文化芸術やスポーツに係る新たな取組の推進の 3 項目である。

エ 第 7 2 回理事会の開催と議事内容について

総務部総務課長から、特段の事情が生じなければ、令和 7 年 3 月中旬、県民会館又は美術館において、令和 7 年度事業計画、収支予算の審議等を議事内容とする第 7 2 回理事会を開催予定である旨説明があり、全員これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後 3 時 4 0 分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和6年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第71回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印